

第 22 回 議員定数等議会改革推進特別委員会

日 時：令和 3 年 2 月 12 日(金)
10 時 00 分 ～ 時 分
場 所：第 4 委員会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、近重議事係長

議 題

1 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

資料 1

2 今後の検討項目について

資料 2

3 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 第 4 委員会室

条項	見出し	条文	協議経過	検討結果・改正の素案(2.12)
第1条	目的	第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	調整済	◆浜田市議会基本条例第20条の規定との関連を明記する。 第1条 この条例は、 <u>浜田市議会基本条例(平成23年浜田市条例第34号)第20条の規定に基づき</u> 、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。
第2条	議員の責務	第2条 議員は、市民全体の奉仕者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚するとともに、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、地方自治の本旨に従って、その使命を達成するよう努めなければならない。 2 議員は、市民の要請に的確に対応できる識見を常に養うとともに、市民全体の福祉の増進を図るために行動するよう努めなければならない。 3 議員は、情報公開の原則に基づき、議会及び議員活動について積極的に市民に明らかにし、その説明責任を果たすよう努めなければならない。		
第3条	政治倫理基準の遵守等	第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。 (3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。 (4) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。 (5) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。 2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。	調整済 第4号にハラスメント事項を加える。 元々の第4号を第5号、第5号を第6号に繰り下げる。	◆政治倫理基準にハラスメント事項を追加する。 (4) ハラスメント(行為者の意図にかかわらず、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることをいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (5) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと (6) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。
第4条	請負契約に関する遵守事項	第4条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、自らが役員と同程度の執行力又は責任を有すると認められる法人等に対し、市が発注する工事、製造等の請負に係る契約の締結の自粛を求めるよう努めるものとする。		
第5条	審査請求	第5条 議員は、第3条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。 2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、議員2人以上が連署する書面により行わなければならない。	調整継続 規程の一部改正も必要。 どこまで条例と規程に盛り込むかを検討 市民の定義、請求手続き、署名簿確認、様式確認等	◆審査請求は議員だけでなく、市民からも請求できることとする。 ・市民(地方自治法第18条に規定する本市に選挙権を有する者をいう。ただし、議員は除く。)は、議長に対して審査を請求できる。 ・前項の規定による審査の請求をしようとする者とは、議員の選挙権を有する市民の100分の1以上の連署と、議員の政治倫理基準に反する証拠資料を添付した審査請求書を議長に提出しなければならない。 ・第1項の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた直近の選挙において、選挙人名簿に登録された者とする。
第6条	審査会への審査要請	第6条 議長は、前条第1項の規定による審査の請求があったときは、直ちに浜田市議会議員政治倫理審査会に審査を要請しなければならない。		
第7条	浜田市議会議員政治倫理審査会の設置	第7条 政治倫理の確立を図り、前条の規定による審査の要請に応じて調査審議するため浜田市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。 2 審査会は、審査の要請のあった事項について、その適否及び政治倫理基準に違反すると認められるかどうかを調査審議する。		

条項	見出し	条文	協議経過	検討結果・改正の素案(2.12)
第8条	審査会の委員	第8条 審査会の委員は、13人以内とする。	調整済 ※第1項～第3項を右のとおり改正	◆ 審査会の委員は議員だけでなく、市民を入れることとする。 第8条 審査会の委員は、 <u>6</u> 人以内とする。 2 委員は、議長が識見者又は議員から委嘱又は任命する。 3 委員の任期は、 <u>当該審査の終了まで</u> とする。
		2 委員は、議長が議員のうちから任命する。		
		3 委員の任期は、議員の任期とする。		
		4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。		
		5 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。		
		(平25条例44・一部改正)		
第9条	審査会の調査権限	第9条 審査会は、必要があると認めるときは、審査の対象となる議員(以下「審査対象議員」という。)その他適当と認める者を会議に出席させて説明を求め、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。		
		2 審査会は、必要があると認めるときは、審査対象議員に対し、資産等に関する書類(以下「資産報告書等」という。)の提出を求めることができる。		
		3 資産報告書等に記載する事項は、議長が別に定める。		
第10条	議員の協力義務	第10条 審査対象議員は、審査会からの求めがあったときは、審査会の会議に出席して説明をし、若しくは意見を述べ、又は審査に必要な資料若しくは資産報告書等を提出しなければならない。		
第11条	釈明の機会の保障	第11条 審査会は、審査対象議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。		
第12条	虚偽報告等の公表等	第12条 審査会は、審査対象議員が資産報告書等の提出を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するとともに、第15条に準じた措置を講ずることができる。		
第13条	審査結果の報告等	第13条 審査会は、第6条の規定により審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して60日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。ただし、天災その他により審査をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。		
		2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査を請求した議員及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。		
第14条	調査審議手続等の非公開	第14条 審査会の行う会議又は調査審議の手続は、公開しない。ただし、出席委員の過半数の同意があるときは、この限りでない。	調整済	◆ 審査会は原則公開とする。 (審議会の公開) ・ <u>審査会の会議は公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。</u>
第15条	政治倫理基準違反に対する措置	第15条 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、議長に対し、辞職の勧告その他審査会が必要と認める措置を講ずるよう求めることができる。		
第16条	審査結果の尊重	第16条 審査対象議員は、第13条第2項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。		
第17条	贈収賄罪等の刑確定後の措置	第17条 議会は、議員が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条の罪(議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。)により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により当該議員が失職する場合を除く。)		
第18条	委任	第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。		
		附 則		
		この条例は、公布の日から施行する。		
		附 則(平成25年11月1日条例第44号)		
		この条例は、公布の日から施行する。		

◆議会改革調査検討特別委員会（平成29年12月～令和元年10月）引継ぎ検討項目（令和元年12月2日特別委員会資料）

	検討項目	詳細内容・備考	検討状況	検討順番
1	議員間による自由討議実施に向けた要領作成		議会運営委員会で検討決定	
2	会派代表質問のあり方（具体的実施方法の変更を検討）		一旦終了	
3	政務活動費の使途基準	広報費を対象とするか。 監査からの指摘事項の再確認等	終了	
4	行政視察報告の実施			
5	政策サポーター制度			
6	文書質問の制度化			
7	議会図書室の整備と市民開放			
8	委員会と各種団体との意見交換会の制度化		議会広報広聴委員会	
9	予算決算委員会のあり方		議会運営委員会で検討決定	
10	一般質問のあり方		？	
11	議場開放（議会広報広聴委員会と連携して検討）		議会広報広聴委員会と連携	
12	議員定数のあり方		終了	

◆新たに追加する検討項目（案）（委員からの提案）

	検討項目	詳細内容・備考	検討状況	検討順番
13	政策討論会のあり方			
14	市議会議員を目指す若者や女性を育成するための後継者育成検討会議の立ち上げ	新たな人材育成を議会が率先して仕掛けていく。		
15	議会基本条例の検証について	・事務局の法務機能の充実 ・図書室の活用 ・県大との意見交換		
16	議員選出監査委員の廃止について			
17	議会BCPの作成について			
18	議員数の男女比率について	・目標の設定 ・ロードマップの作成		
19	議長任期の検討について			